

第 1 1 章 調査結果の解析評価

1 1 - 1 調査結果

1) 緑被率調査

- 本区の緑被面積は 107.78ha、緑被率は 10.7%
- 平成 16 年度調査からは緑被面積 15.87ha、緑被率 1.6 ポイントの増加

今回の緑被調査結果では、緑被面積は 107.78ha、緑被率 10.7%で、前回（平成 16 年度）調査から、緑被面積 15.87ha、緑被率 1.6 ポイント増加した。

緑被の内訳を見ると、樹木、草地および屋上緑地の全ての項目で増加しており、特に樹木面積の増加が 10.23ha と大きく、増加した緑被面積の約 6 割を占める。また、屋上緑地は 4.63ha 増加し、平成 16 年度調査時の約 2.3 倍の面積となった。

緑被面積は、晴海地区や月島地区など臨海部のほか、東京駅前地区や日本橋本石町・室町・本町地区など内陸部でも増加した。また、土地利用別に見ると道路・河川や住宅・事業所・社寺等の緑被が増加し、特に、住宅・事業所・社寺等においては面積 12.1ha、緑被率は 2.1 ポイント上昇した。

これらは、公園や街路整備に伴う緑被地の増加に加え、開発事業に伴う緑地の新設などがおもな要因と考えられる。

2) みどり率調査

- 本区のみどり率は 26.5%

本区では初めて、東京都のみどりの指標であるみどり率調査を行った。その結果、みどり率は 26.5%であった。みどり率とは、緑被率に公園内の緑被の無い部分と水面を加えた割合で、河川や運河など都内随一の水辺空間に恵まれている本区では、そのうち約 50%を水面が占めた。

3) 屋上緑地調査

- 本区の屋上緑地箇所数は 1,609 カ所、総面積は 83,304 m²

本区の屋上緑地は 1,609 カ所、面積は 83,304 m²であった。平成 16 年度調査時の 977 カ所、36,957 m²から、632 カ所、46,347 m²増加し、面積が 2 倍以上となった。

1カ所あたり面積が500㎡以上の大規模な屋上緑地は、22カ所、面積が17,364㎡増加した一方で、25㎡未満の小規模なものも340カ所、2,860㎡増加し、緑化規模を問わず積極的な屋上緑地の整備が見られた。区立小学校・幼稚園など公共施設のほか、区や東京都による開発の際の緑化指導により、民間施設の屋上緑化についても促進が図られたものである。

4) 公園調査

- 本区における公園の整備状況は、91カ所、60.60ha
- 公園の緑被率は60.3%

本区には区立公園56カ所(31.94ha)、区立児童遊園33カ所(1.19ha)および都立公園2カ所(27.47ha)が整備されている。区全体面積に占める公園面積の割合は6.0%だった。規模の大きい公園としては、都立浜離宮恩賜庭園、浜町公園、晴海臨海公園、石川島公園などスーパー堤防と一体となった河川沿いの公園や臨海部の公園などが挙げられる。一方、商業や業務系のビルが立ち並ぶ東京駅前地区や銀座地区などにおいては公園の分布は少なくなっている。

平成16年度からの推移をみると、公園面積は平成16年度56.28haから平成29年度60.60haと増加した一方で、一人あたりの公園面積は平成16年度の6.24㎡に対して、平成29年度は3.98㎡と減少している。これは急速な人口増加によるものである。

なお、公園の緑被率は60.3%で、その約7割を樹木面積が占めており、都心におけるみどりの拠点としての役割を担っている。

5) 公共施設緑化調査

- 区内における公共施設の平均緑被率は12.8%

公共施設107カ所の平均緑被率は12.8%であった。そのうち区立施設(80カ所)の緑被率は19.9%、民間公益施設(14カ所)は16.8%だった。

施設の老朽化などによる改修工事にあわせて緑地を設置するなど、計画的に整備を実施した。

6) 民間施設緑化調査

- 民間施設の平均緑被率は 16.2%

開発に伴う緑化完了書の提出があった民間施設（平成 19 年度～平成 28 年度）の平均緑被率は 16.2%であった。

開発における緑地の設置基準に則り、敷地面積に比例し緑化率も高くなるため、敷地面積 5,000 m²以上の大規模な施設においては、緑被率が 23.7%と高い数値を示した。一方、敷地面積 500 m²未満の比較的小規模な施設の緑被率は 2.6%だった。これは、都市計画法における商業地域としての指定などにより、建ぺい率や建物用途の効率性などを勘案した結果、緑地整備が困難なものが多いことなどによる。

7) 沿道緑化状況調査

- 調査対象 50 カ所の平均緑視率は 39.5%
- 緑視率 25%以上の地点は 42 カ所

緑視率とは人の視野に占める緑の量の割合であり、25%を超えると良好な心理的效果を及ぼすと言われている。沿道緑化状況調査では、緑視率について、平成 16 年度からの継続箇所 34 カ所に新規に 16 カ所を加え、計 50 カ所の調査を行った。

その結果、平均緑視率は 39.5%で、緑視率 25%以上の地点は 42 カ所だった。平成 16 年度からの継続調査で緑視率が増加した地点の特徴としては、歩道の拡幅に伴う街路樹の新規植栽により新たな緑化空間が形成されたものや、民間の敷地内の樹木の生長によって緑量が増えたものなどが挙げられる。一方で、街路樹の剪定や防犯性の向上の観点から樹勢の弱った樹木を撤去したことなどにより、緑視率が下がった地点もあった。

8) 壁面緑化調査

- 区内の壁面緑化は 316 カ所、緑化面積 15,039 m²

本調査では、沿道から視認できる壁面緑化の整備状況について現地調査を行った。その結果、区内では 316 カ所、合計面積 15,039 m²の壁面緑化が確認できた。

箇所数では日本橋人形町・浜町河岸地区や銀座地区などにおいて、緑化面積では東京駅前地区、築地地区などにおいて多くの壁面緑化が確認できた。このよう

に、業務や観光機能の拠点となる地区において、建物の壁面などを利用した緑化が行われていることが確認できた。

一方、夏季の日差し除けなどの効果を持つ緑のカーテンは、月島地区や京橋地区、日本橋人形町・浜町河岸地区などの住宅の軒先や公共施設を中心に多く見られた。

1 1 - 2 緑に関する課題の整理

本調査結果に基づき、「中央区緑の基本計画（平成 21 年 3 月）」の基本方針の四つの項目の視点から課題の整理を行った。

1) 緑とオープンスペースの拡充に関する課題

本調査では、緑被率が平成 16 年度調査時の 9.1%から 1.6ポイント上昇し 10.7%となった。「中央区緑の基本計画（平成 21 年 3 月）」の目標数値である 12%には到達しなかったものの、着実に増加している。

本区の公園面積も平成 16 年度 56.28ha から平成 29 年度は 60.60ha と増加した。区立晴海臨海公園や朝潮運河親水公園など計画的に公園整備を進めた成果である一方、区民一人あたりの公園面積は、平成 16 年度の 6.24 m²に対して、平成 29 年度は 3.98 m²に減少している。中央区立公園条例においては一人当たりの公園面積の標準を 5 m²以上と定めているが、マンション等住宅建設に伴う急速な人口増加に公園整備が追いついておらず、公園や緑地の確保が充分とはいえない状況である。

道路の緑化整備については、歩道の拡幅や再開発事業などに併せた街路樹や緑地帯の整備を進め、その植栽手法においても、街路樹など高木とともに中木や低木を組み合わせた植栽や、メッシュフェンスにツル性植物を植栽するなど、緑量のある厚みをもたせた緑化空間の整備を行った。

また、本区全域において開発事業に伴う新たな緑地が創出されている。公開空地や広場の緑地整備のほか屋上緑地の新設などにより、民間開発による公共性の高い緑の空間整備が行われている。

都心機能の集中により高度な土地利用が進み、緑地のための土地の確保が難しい本区においては、河川や運河沿いの護岸等を利用した公園や緑地の創出に加え、公共および民間施設の緑化整備など、あらゆる施設において緑化を進める必要がある。また、それら事業の促進に向け、整備や維持管理に対する指導や支援策なども併せて検討する必要がある。

2) 水と緑のネットワーク形成に関する課題

公園など緑の拠点や街路や河川・運河沿いの連続性のある緑で結ぶ「水と緑のネットワーク」は、都市景観の向上やヒートアイランド現象の緩和、生物の生息場所としての機能など、都市の快適な居住環境の創出に重要な役割を果たしている。緑被地に公園および水面面積を加えた本区のみどり率は 26.5%であり、その

うち、約半分は水面が占めている。

これまで、隅田川スーパー堤防に伴う公園整備や月島川、亀島川など河川沿いの緑道の整備および護岸緑化、朝潮運河護岸の上部修景による公園整備などを行ってきたが、今後も引き続き、東京都など関係機関と調整を図りながら事業を推進し、水と緑のネットワークの強化を図る必要がある。

3) 緑の質に関する課題

都心において緑の豊かさや四季の移ろいを感じることができるよう、花や実、紅葉の美しい木など特色ある樹木の植栽や季節の草花に彩られた花壇の維持管理などを行ってきた。また、緑の拠点となる公園においては、施設のバリアフリー化により、すべての人が安全・快適に利用できる緑の空間づくりに取り組んできた。

緑化の推進や保全においては、地上部の緑化整備に加え、建築物の屋上や壁面を利用した緑化や地域の生活に根ざした路地空間の緑づくりなど、地域や事業者の協力を得ながら、様々な手法による緑地空間の確保を促進するとともに、それに伴う緑の適切な維持管理が求められている。また、公園や社寺境内など地域に残る大木など、時代を越えて引き継がれてきた貴重な緑資源の継承や活用も必要である。

4) 緑のパートナーシップに関する課題

緑豊かなまちづくりの推進にあたっては、区民、事業者等の理解と協力が不可欠である。

本区では、緑のアダプト制度を創設し、公園や花壇などのボランティアによる維持管理活動を推進するとともに、地域団体による公園の自主的管理を促進している。また、それら活動の支援の一環として、ボランティア間の交流や情報交換の場となるボランティア懇談会の開催や、緑化に貢献した区民等に対する表彰を行っている。

今後は、さらなるボランティア活動や地域コミュニティの促進に向け、ボランティアリーダーの確立やNPO団体等との協働などを進める必要がある。

また、緑に関するイベントとしては、誕生記念植樹や花と苗木の即売会の実施のほか、「中央区の森」体験ツアーや中央区の森の間伐材を利用した公園のベンチの設置などを行っているが、今後も様々な場を活用した緑づくりに関する普及・啓発が求められている。